

2009年 シップリサイクル・セミナー 質問への回答集 (Q&A集)

- ・ このQ&A集は、2009年11～12月に開催したシップリサイクルセミナーに関連して、「アンケート用紙への記載」、「メール」、「電話」、「会場での質問」等により皆様から寄せられた質問に答えたものです。
- ・ 個別品目に関して既に個別に回答した質問など一部の質問を除き、寄せられたほぼ全ての質問事項を対象に、同類で複数の質問の統合、質問文章の簡略化などの編集を施し、質問内容を一般化しました。従って、頂いた質問そのものとは幾分内容が異なっている場合があります。
- ・ 回答の作成に当たっては関係者が協議し、今日における一般的、共通的な回答内容として取りまとめました。
- ・ 例えば国内における取扱いは国内法制化の検討において取り決められる等、回答の内容は今後変更される可能性があることを予めご了承ください。
- ・ セミナーのテキスト掲載の講演概要、FAQ(よくある質問)等と合わせてご利用になり、ご参考としてください。
- ・ 本Q&A集へのご質問の窓口は次のとおりです。 (財)日本船舶技術研究協会 業務グループ 吉川

Tel:03-5575-6429 E-mail: yoshikawa@jstra.jp

2010年1月

(財)日本船舶技術研究協会

整理番号	質問分野	質問内容	回答
1	条約	シップリサイクル条約の現実性のある発効時期はいつ頃と考えられますか。	現在、フランス1カ国が批准しておりますが、EU諸国や中国等の動きを考えますと早期には発効すると見込んでおります。
2	条約	現存船インベントリはタグ、バージ等の作業船にも適用されますか。	500国際総トン以上であってEEZから出るなら適用されます。
3	条約	内航船について、条約発効後5年以内の海外売船の際に、現存船インベントリが必要ですか。	セミナーテキストP161 Q2-9をご覧ください。
4	条約	国内法制化の動向を教えてください。	EUや主要解撤国の動向を考慮しますと、早期に条約の発効が見込まれますので、それに合わせた法制化作業を国で実施される予定です。
5	条約	表A物質、表B物質は今後増加することはありませんか。	セミナーテキストP161 Q2-4をご覧ください。
6	条約	インベントリ第I部の物質は報告の義務対象ですか、使用禁止ですか。	セミナーテキストP55、P56をご覧ください。
7	条約	条約非適用の内航船が、解撤国への回航や、EEZを出る際には適用となることについて、外国政府も同じ対応でしょうか。	シップリサイクル条約第3条3の規定に基づいて、各締約国は同様の対応をすることになります。
8	条約	ガイドラインはいつ正式に発効しますか。	「有害物質インベントリ作成ガイドライン」(2009年7月に開催されたMEPC59において採択)の発効は、条約の発効と同時です。
9	条約	インベントリとグリーンパスポートとの関係はどうでしょう。	セミナーテキストP163 Q2-30,31をご覧ください。
10	条約	REACH規制との関係はどうでしょう。内容の重複が多いので、メーカーには作業の負担になります。	セミナーテキストP160 Q1-4も併せてご覧ください。
11	条約	インベントリ第II部、第III部は海外売船では不要ですか。	船舶が就航している間は、インベントリ第I部のみの保有が義務づけられており、インベントリ第II部及び第III部は解撤前でないと最終化できません。売船相手にその旨を理解してもらうことが必要と思われるます。
12	条約	シップリサイクル条約が採択されましたが、バーゼル条約の適用はどうなるのでしょうか。	現状ではリサイクル条約ができて、バーゼル条約は適用となっています。ただし、バーゼル条約事務局は今後、両条約の同等性について評価を行うことになっており、同等であるとの結果が出た場合には、バーゼル条約から船舶は適用除外になる可能性があります。
13	条約	インベントリ第III部のストア品には何を記載すればいいのでしょうか。	セミナーテキスト P58をご覧ください。
14	新造船	造船所のコストアップはどの程度でしょう。	セミナーテキストP166 Q4-1,2,3等をご覧ください。

15	新造船	表Bに該当する機器にはどのようなものがあるのですか。	セミナーテキストP29、表2.2「表B物質とその用途例」をご参照下さい。
16	新造船	新造船インベントリの作成トライアルで作成したインベントリを公開できませんか。	インベントリには、造船所の購買情報が含まれているため、公開はできません。ガイドラインのインベントリ記載例をご参照下さい。
17	新造船	竣工後のインベントリについて、記載漏れ、修正や、機器を新換えた際の取り扱いについて教えてください。	セミナーテキストP162 Q2-21,23,24 P174 Q9-10等をご覧下さい。
18	新造船	新造船インベントリの作成をNKにお願いできるでしょうか。	現状、NKではインベントリを作成することはできませんので、造船所に作成依頼してください。
19	新造船	新造船インベントリの作成に要する工数とMDの件数はどの船型でどの程度でしたでしょうか。	新造船インベントリの作成に要する工数は、セミナーテキストP166 Q4-1,2,3等をご覧下さい。 また新造船インベントリの作成に必要なMD件数は、船種や造船所の商社経由等の購入形態で差異があるため一概には言えませんが、概ね800-1200件ぐらいと思われる。
20	新造船	新造船インベントリの作成体制や作成手順等について、講演された造船所以外の造船所での対応はどのようなのでしょうか。統一的にして欲しい。	造船所によって条約やガイドラインの認知度が異なりますが、メーカーに対する国内の造船所の対応は、統一されたMD、SDoCが使用されるものと思われます。 なお、海外においてもインベントリの作成手順等が統一されることは望ましいので、ASEF等を通じてアジア諸国にも働きかける予定です。
21	新造船	現在、新造船インベントリは100%完全なものを作成しなくてもいいと聞きましたが、条約発効後に改めて作成し直すことがあるのでしょうか。	条約発効までの新造船は、条約上は現存船の扱いとなり、100%完全なものでも(調達品に関して100%MD及びSDOCが収集できなくても)認められることとなりますので、条約発効後に作成し直す必要は無いものと思われませんが、その時点で主管庁又はROの指示に従う必要があります。
22	新造船	新造船インベントリの作成について、造船業界は足並みが揃って取り組んでいるのでしょうか。	整理番号20をご参照下さい。
23	新造船	他の国ではグリーンパスポートの要求も多いが、インベントリに関しては日本が先行しているのですか。	我が国はシップリサイクル条約およびガイドラインの審議等に積極的に対応しており、諸外国に比べて条約への取組は先行していると思われます。 なお、一部の海外船級では、諸々の事情から未だにグリーンパスポート(IMO総会決議A.962(23))を要求しているところもあるようですが、条約発効後はインベントリが要求されます。 セミナーテキストP163Q2-30,31もご覧下さい。
24	新造船	現存船に新造船方式のインベントリを作成する場合、メーカーから造船所に表Bデータの提出が必要ですか。	新造船方式のインベントリを作成する場合は、表B物質情報の提出も必要です。
25	新造船	内航船についても、将来の売船を考えて、建造時に新造船インベントリを作成しておいた方がいいのでしょうか。	海外売船を考えている内航船は、建造時に新造船インベントリを作成した方が良いでしょう。
26	新造船	MD、SDoCの作成方法について、質問先を教えてください。	MD、SDOCの作成方法につきましては、MD作成ツール(Excelファイル)に詳細に記載されておりますのでご参照下さい。

27	新造船	表B物質を使用している具体的なメーカーがあるか、教えてください。	メーカーの個別の情報に関する事ですので、各メーカーにお問い合わせ下さい。
28	新造船	製品と均質材料の違いについて教えてください。	製品とは原材料を加工した後の完成品のことで一般に商品です。均質材料は、ガイドラインで機械的に別の材料に分離できない均一構成材料と定義されています。セミナーテキストP20も併せてご参照下さい。
29	新造船ソフト	PrimeShip INVENTORYはNK以外の船級船でも使用可能ですか。承認されますか。それら他船級での受け入れ動向は如何でしょうか。	PrimeShip-INVENTORYを用いて作成したインベントリについて、現状、資料を全て紙で打ち出せば、他船級の国内支部では承認してもらえるようです。なお、NKでは、電子データについても承認してもらえるよう、他船級に働きかけを行っているようです。
30	新造船ソフト	PrimeShip-INVENTORYの運用及びデモをしたいのですが、そのためのQ&Aはありますか。	ソフトに同梱される「操作解説書」をご参照下さい。
31	新造船ソフト	PrimeShip-INVENTORYの貸与、申し込みはどうすればよいのでしょうか。費用は要りますか。入手可能時期はいつですか。また、配布は郵送ですか、メールですか。	PrimeShip-INVENTORYは無償で配布される予定です。配布方法及び配布時期につきましては、準備が整い次第、NKより公表されるようです。
32	新造船ソフト	新造船ソフト(PrimeShip-INVENTORY)は海外の造船所でも導入する動きはあるのですか。	アジアの造船所では、関心を持っているところがあるようです。
33	新造船ソフト	ソフトが出来た時点で改めて案内して欲しい。	ソフトを配布できる段階になりましたら、NKのホームページ等に掲載されるようです。
34	新造船ソフト	MD作成のための機器コードはいつ頃決定見込みでしょうか。	2010年3月までには公表できるようです。
35	新造船ソフト	PrimeShip-INVENTORYの改訂の通知は、NKではどのようにされるのですか。	まだソフトも完成していない段階で、改訂通知の方法は決まっていないようです。ソフトの配布方法等とともに、今後NKより周知されるのではないかと思います。
36	新造船ソフト	現在、何社ほどがソフトを導入して新造船インベントリを作成していますか。	まだ配布用ソフトは出来上がっておりません。なお、試験版のソフトは10数社で利用されたようです。
37	新造船ソフト	PrimeShip-INVENTORYがNKホームページにアップされるのはいつ頃ですか。	ソフトの容量の関係上、当面、CD-Rによる配布となるようですが、将来的にNKホームページのインフラ整備が整えば、ホームページにアップされるようになると思います。
38	新造船ソフト	MD-IDの記入に当たって、各社の管理番号(工事番号)を記載したいのですが、その方法を教えてください。	MD ID No.には、工事番号は記入しないで下さい。セミナーテキストP59をご参照下さい。
39	新造船ソフト	PrimeShip-INVENTORYの具体的な記入方法を教えてください。	PrimeShip-INVENTORYのインストール及び具体的な利用方法につきましては、ソフトに同梱されている導入マニュアル及び操作解説書をご参照下さい。

40	新造船ソフト	MD, SDoCの作成ソフトの利用に際して、CSVデータ等からの一括取り込み方法は無いでしょうか。	PrimeShip-INVENTORY-MFには、CSVデータにより既存のデータを一括で読み込む機能が付いています。
41	新造船ソフト	煙感知器内部の放射線源の量は余りにも少量で、単位をグラムで記載するのは無理があります。取り扱いを教えてください。	MDシートはグラム単位で小数部6桁までしか記入できません。これよりも含有量が少ない場合には、「0.000001」と記入してください。なお、インベントリには「<0.01Kg」と記載されます。
42	新造船ソフト	PrimeShip-INVENTORYは海外の部品メーカーからMDを取得する場合、また、海外の造船所にMD, SDoCを提出する場合にも使用できますか。英文マニュアルは用意されるのですか。	海外の部品メーカーには、英語版のMD作成ツール(Excelファイル)をご使用下さい。その中に英文マニュアル(記載要領)も入っています。また、PrimeShip-INVENTORYは海外の造船所の利用も考慮して、英語版も作成されます。
43	新造船ソフト	PrimeShip-INVENTORYで作成したMDのセキュリティの担保はどうでしょうか。	MDに関するセキュリティという観点の必要性は認知していません。そもそも有害物質の含有情報は、メーカーのホームページなどで公表されるべきものであると考えております。
44	新造船ソフト	ケーブルについてPrimeShip-INVENTORY作成時の船内位置の記入に当たっては、MD作成の段階で特定することが必要ですか。	MDには船内位置を記入する必要はありません。船内位置の特定は、造船所がインベントリを作成する段階で行われます。
45	MD, SDoC	船用工業会に加盟していない者へのMD, SDoCの普及、徹底はどのようにするつもりですか。	セミナーへの出席の働きかけや造船所を介した個別の説明会等、普及活動に努めておりますが、各造船所からも事業者へのご指導お願いします。
46	MD, SDoC	韓国、中国等の外国メーカーの対応は出来るのですか。現状を知りたい。	メーカーによって条約やガイドラインの認知度が異なりますのでMD対応状況は異なります。 セミナーテキストP160 Q1-7もご参照下さい。
47	MD, SDoC	材料宣誓書提出後にサプライチェーン上流から情報変更があった場合には、どのように対応すればよろしいか。	情報変更があった場合は、MDに変更情報を織込み、SDoCと一緒に改正MDを造船所に提出下さい。
48	MD, SDoC	中国等海外の造船所に対してもMDを提出する必要はありますか。また商社にも提出する必要はありますか。	海外の造船所からMD提出依頼があった場合には提出して下さい。また機器等の納入先である商社から依頼があった場合は、MD書式には拘りませんが有害物質情報を提出して下さい。
49	MD, SDoC	SDoCにおいて、ISOの認証番号を記載すると、ISO内において化学物質調査内容が含まれますか。サプライサイクル用の手順書を特に作成する必要がありますか。また記載する狙いは何でしょうか。	SDoCにISO9001またはISO14001等の認証文書を記載する場合には、マニュアルや手順書などのISOシステム文書の中に、ガイドラインで要求されている「法令の遵守」と「化学物質含有情報の入手」に関する記載が必要となります。 なお、ISOを取得している企業は、全て上記の対応が必要ということではなく、ISOシステム文書以外の文書に、「法令の遵守」と「化学物質含有情報の入手」に関する事項を記載した会社方針を策定し、その文書をSDoCに記載することでも結構です。各社やりやすい方法で対応してください。 また、SDoCは、自社内に有効な化学物質管理体制があることを示し、材料宣誓書(MD)を保証するためものです。

50	MD、SDoC	MDの記載で、閾値を超えている場合に、有害物質の概略含有量を記載することになっていますが、概略とはどの程度を言うのでしょうか。また、単位はgでしょうか、kgでしょうか。	概略とは、管理値、理論値、計算値、設計値、実測値等のいづれでも良いという意味です。 また単位は”g”単位で、少なくとも有効数字2桁以上になるように切り上げて下さい。
51	MD、SDoC	1つのMDが必要な1つの「品目」とは、均質材料ごとという理解でよいでしょうか	MDが必要な1つの「品目」とは、均質材料ごとではなく、製品の型式ごとです。 ただし、有害物質を含有している1つの製品でも、その部品ごとに船舶への装備位置が異なる場合は、MDを別々に作成して下さい。
52	MD、SDoC	シリーズ船の場合、2番船以降もMD、SDoCは必要ですか。SDoCには有効期限がありますか。	各船でMD、SDoCが必要です。 なお、SDoCは、その記載されている内容に変更がない限り有効です。
53	MD、SDoC	MD、SDoCに変更や修正があった場合のメーカーの対応はどうすればいいのでしょうか。	速やかに関係者に連絡の上、変更や修正を行ったMD、SDoCを再提出する手続きをとって下さい。
54	MD、SDoC	閾値とは何でしょうか。	閾値はガイドラインで「均質材料での濃度」として定義され、有害物質の含有割合(mg/kg、%)で示されている。安全上許容される最大濃度のことです。
55	MD、SDoC	1個の材料に対し、多数のMDを作成することは可能ですか。MDを合算する方法について教えてください。	1つの製品・型式ごとに1枚のMDが原則です。整理番号51をご参照下さい。 なお、複数の部品や材料に閾値を越えて有害物質を含有している場合には、それらの合計量を1枚のMDに記載し、その部品や材料の使用部位名を列記して下さい。
56	MD、SDoC	制御盤等のMDを作成する場合、全ての部品メーカーから回答が来ないと記入できないが、そのような場合、どうすればよろしいか。	未入手の部品メーカーにMDを督促し入手するか、または、その部品について自社で有害物質含有量を調査して制御盤等のMDを作成して下さい。
57	MD、SDoC	新造船インベントリ及びMDに「機器」ごとに1つの欄に記載とありますが、ひとつの製品の10箇所同一有害物質があった場合、合計で記載するのですか。	整理番号55をご参照下さい。
58	MD、SDoC	2次供給者から1次供給者への情報提供には、SDoCが必要ですか。	造船所に対する供給者は、SDoCの提出が必須ですが、メーカー間のやりとりにおいては必須ではありません。依頼元に確認して下さい。
59	MD、SDoC	部品メーカーですが、納入先(船用エンジンメーカー)から必ずMD提出要求がくるのでしょうか。	MDを提出するという義務はございませんが、納入先から有害物質情報の提出要求があるものと思われます。
60	MD、SDoC	RoHSデータは流用できますか。	RoHS指令に基づく有害物質情報は活用できますが、インベントリ作成用MDの書式に倣って提出願います。
61	MD、SDoC	機器に組み付ける電球等はMD非対象ですか。	家庭用として一般的に使用されている電球以外は、機器と一緒にMD対象にして下さい。

62	MD、SDoC	塗料のMDはウェット状態か、ドライ状態ですか。同一製品で各色調ごとに必要ですか。冬型と夏型の区別はどうですか。また、2液型は主剤と硬化剤で区別する必要がありますか。	塗料のMDはドライ状態です。各塗料・色調でMDが必要です。(顔料が異なるため。)冬型・夏型は区別して下さい。主剤・硬化剤の区別は必要ありません。
63	MD、SDoC	造船所、船主からの支給品、部品についてのMDは誰が作成するのですか。	実質的には、機器メーカー等が作成したMDを、造船所または船主を介して入手することになるものと思われます。 セミナーテキストP167 Q5-7,10も併せてご覧下さい。
64	MD、SDoC	空気配管の継ぎ手(BS材)にはMDの作成が必要ですか。	管材の継ぎ手(BS材等)はMDが必要です。
65	MD、SDoC	製造している機械部品(マグネット、スイッチ等)についてもMDを作成することが必要ですか。	機械部品(マグネット、スイッチ等)についても表Aおよび表B物質含有情報が必要です。
66	MD、SDoC	MD、SDoCの更に詳しい作成方法についてセミナーの開催やメール配信等はあるのでしょうか。	日本船用工業会でセミナー開催を検討されているようです。
67	MD、SDoC	MDは機器類のボルト、ワッシャーのレベルまで必要ですか。	表Aおよび表B物質の含有調査対象として必要ですが、MDは機器ごとに作成して下さい。
68	MD、SDoC	エスドックという呼称は世界で通用しますか。	SDoCは供給者適合宣言書の略称ですので、SDoCの呼称が世界で通用するとは限りません。
69	MD、SDoC	バンド、はしご等の小物の艀装品を塗装込みで海外発注していますが、すべてにMDは必要ですか。	バンド、はしご等の小物の艀装品もMDが必要です。 セミナーテキストP167 Q5-7も併せてご覧下さい。
70	MD、SDoC	空調機器や熱交換器の配管に使用する銅管、SUS管にはMD、SDoCの作成が必要ですか。	機器を構成する銅管、SUS管等は表Aおよび表B物質の含有調査対象ですが、MD、SDoCは機器ごとに作成して下さい。
71	MD、SDoC	蛍光灯のランプの水銀量10mgは消耗品として取り扱い、数値「0」でMDに記載できますか。	家庭用として一般的に使用されている蛍光灯のランプ以外は、機器と一緒にMD対象にして下さい。 なお、ご質問のケースでは、数値「10mg」と記載してください。
72	MD、SDoC	有害物質について、某国製品の証明書は信憑性が低いと思われるのですが、これに基づいてSDoCを提出しても、造船所に迷惑を掛けることになりませんか。	造船所では、MD、SDoCの信憑性を評価できません。従って、入手したMD、SDoCは全て正しいものとして扱います。
73	MD、SDoC	MDに使用場所を記載できない場合、資料を添付することでよろしいか。	メーカーで使用箇所を特定して下さい。 使用箇所を示す資料をいただいても、造船所で使用箇所を特定するのは困難です。
74	MD、SDoC	MDに記載する表B物質について、「意図的でない微量」の微量とは具体的にどの程度ですか。	MDに記載しなくても良い「意図的でない微量の汚染」とは、工場内で製造中に空気を介して汚染したというようなケースで、限りなく「0」に近いと考えられる場合です。

75	MD、SDoC	ケーブルは種類ごとにMDを作成しなければなりませんか。	ケーブルの種類・サイズごとにMDを作成するのが原則です。
76	MD、SDoC	MD作成のための情報収集に当たって、企業秘密だと言って情報が開示されない場合、また、零細ゆえに材料分析が出来ない場合にはどうすればよいのでしょうか。	必要な情報は、あくまでも表Aおよび表Bの有害物質の含有情報のみなので、企業秘密ということで、これらの情報を提供できないという正当な事由にはならないものと思われます。 また、零細ゆえに材料分析が出来ない場合には、貴社で材料分析を行うか、管理値、理論値、計算値、設計値等を用いても構いません。
77	MD、SDoC	条約発効以前は、造船所から要求が無ければMDを作成しなくてもよろしいか。	基本的にその通りです。
78	MD、SDoC	造船所に既に納品されている機器、材料についても、新造船に搭載する際にはMD<SDoCが必要ですか。	当該新造船の状況によります。 造船所からMD、SDoCの要求があった場合はご協力願います。
79	MD、SDoC	エンジンについては、取り付ける全ての機器を1枚のMDにまとめて記載する必要はありますか。	その通り、1つの品目で1つのMDに纏めるのが原則です。 1つのMDに纏めると使用勝手が悪い場合は依頼元にご相談下さい。
80	MD、SDoC	工具類は表C、Dに該当すると考えてよろしいか。海外製ではほとんど入手できません。	船体に取り付ける工具類はMD対象品として扱って下さい。
81	MD、SDoC	合金に含まれるカドミウムは濃度管理が難しい。意図的添加以外はMD対象外として欲しい。	合金に含有していると想定される、最大のカドミウム含有量を記入して下さい。
82	MD、SDoC	MDに記載する含有量の精度はどのあたりまで正確性が要求されますか。また、外国製品の一部は数値が不明確なのですが、日本で改めて実測検査する必要はありますか。	含有量の精度は、管理値、理論値、計算値、設計値、実測値等のいづれでも良いというものです。 数値が不明確な場合は、必要に応じて日本で実測する等の対応をして下さい。 セミナーテキストP168, Q5-13, P170, Q6-13も併せてご覧下さい。
83	MD、SDoC	有害物質の閾値を超えた機器を船内の複数の位置に装備する場合も、MDは別々に作成しなければいけませんか。	1つの製品・型式で、例えば、空調機のように、冷凍機(1箇所)とデヒューザー(複数箇所)に設置(どちらも有害物質を含有)を船内の別の位置に装備するような場合には、MDを別々に作成して下さい。 また、1つの製品・型式で、同一のものが船内の複数の位置に装備されるような場合には、1枚のMDに納品数を記入して下さい。
84	MD、SDoC	LCDのバックライト(蛍光灯)には水銀が使用されていますが、交換可能なので、MDの作成は不要と考えていいのでしょうか。	整理番号71をご参照下さい。
85	MD、SDoC	タッチパネル付液晶表示器を製造していますが、MDに記載する製品の略称名はなんとすればよいのでしょうか。HIM(ヒューマンマシンインターフェース)でよいのでしょうか。	MDの「Product name/製品名」の欄には「タッチパネル付液晶表示器」と記載し、「Product information/製品情報」の欄に、何(どの機器)に付属する表示器なのかということを入力して下さい。 また、MD ID No.に付ける製品の略称名は、上記名称(英語名)の頭文字を取ったものにして下さい。

86	MD、SDoC	SDoC title(4)には、ISO等を取得していない場合、何を記載すればいいのでしょうか。	ガイドラインで要求されている「法令の遵守」及び「化学物質含有情報の入手」に関する事項を記載した会社方針を策定し、その文書をSDoCに記載して下さい。
87	MD、SDoC	SDoC 品質管理文書名とは何でしょう。	ガイドラインで要求されている「法令の遵守」及び「化学物質含有情報の入手」に関する事項を記載した会社方針です。
88	MD、SDoC	同じ商品には同じMD-ID-Number を使ってよろしいか。提出の日付けが作成日付けと異なる場合はどうします。	型式が同じ商品(量産品)は、1回MDを作成すれば、全ての造船所に対して同じMDシートを利用できます。なお、宣誓の日付けはMD作成日として下さい。
89	MD、SDoC	SDoCの作成日付けは提出日が異なっても同日でいいのでしょうか。	SDoCの「Date of issue/発行日」は作成日を記入します。提出日ではありません。
90	MD、SDoC	FA機器のリレー・スイッチ等の陸上メーカー品ではMDの取得が難しいが、どうすればいいですか。	全ての構成物品に対して有害物質情報の入手が必要です。MD以外の有害物質情報等、何らかの情報を入手してMDを作成して下さい。なお、どうしても有害物質情報が得られないものについては、貴社で分析することも検討して下さい。
91	MD、SDoC	MDツールの古いバージョンのデータは新しいバージョンに簡単に書き換えられるのでしょうか。	古いMDツール(Excelファイル)に記入した事項を、セルごとに1つつコピーして、新しいMDツールに貼り付けて下さい。
92	MD、SDoC	SDoCに記載する管理マニュアルは日本語だけでよろしいか。	貴社の管理マニュアルの英語版を作る必要はありません。ただし、SDOCには英文タイトルを記入する必要がありますので、相応しい名前を作成しておいて下さい。
93	MD、SDoC	MEPC59のガイドラインでの、閾値のない不純物の取り扱いはどうすればいいのですか。	「閾値なし」の有害物質については、工場内で製造中に空気を介して汚染したというようなケースで、限りなく「0」に近いと考えられる場合には、MDに記載しなくても良いという意味です。なお、閾値の記載があるものは、意図的添加でなくてもMDに記載する必要があります。
94	MD、SDoC	メーカーから造船所に提出されるMDの妥当性を確認する機関や制度はありますか。	セミナーテキストP167 Q5-4 P163-Q2-27をご覧ください。
95	現存船	専門家養成プログラムや資格付与について、ガイドラインや国内規則で規定するような動向はありますか。	今のところありません。
96	現存船	表A物質が国内法で禁止・制限された時期以降の建造船にも目視・サンプリングチェック計画書の作成は必要ですか。	必要です。目視・サンプリングチェック計画書の作成義務に例外はありません。

97	現存船	現在の専門家の人数を教えてください。各地で準備は出来ているのですか。	日本船舶技術研究協会では、2009年12月現在、国内、海外それぞれで20人程度、合わせて約40人の専門家を養成しました。（これには調査補助者の人数は含まれていません。）国内調査については地域に関わらず対応できます。海外調査については、セミナーテキストP78の図のとおり、主要地点に専門家を配置しています。今後、作成需要の増加に対応して、体制を強化することを考えています。
98	現存船	現存船インベントリの各調査段階ごとに要する日数を教えてください。	外航船では申し込み時から起算して、図面調査まで1～2ヶ月、ドックでの実船調査まで2～4ヶ月、インベントリ作成まで4～5ヶ月といったところがこれまでの標準です。内航船ではこれより1～2ヶ月短くなると見られます。なお、NK鑑定には更に所要の期間が必要となります。
99	現存船	現存船インベントリ作成の専門家とはどういうものを言うのですか。	専門家とは、現在、条約やガイドラインで定義されたものではありませんが、船舶技術研究協会の業務においては、一般に、有害物質、船舶、船用機器等についての十分な知識・経験を有し、現存船インベントリ作成業務について一定以上の経験がある技術者をいいます。また、セミナーテキストP174 Q9-13をご覧ください。
100	現存船	現存船インベントリの作成費用を教えてください。	船種、建造時期、船型、ドック地等により、かなり異なります。日本船舶技術研究協会にお問い合わせいただくか、同協会のホームページで価格概要をご覧ください。また、同ホームページから見積が出来ます。
101	現存船	中古で購入した船舶には、図面が余り残っていない船舶が多いのですが、鑑定書取得のためにはどのような準備が必要ですか。	セミナーテキストP173 Q9-3 をご覧いただき、参考にしてください。
102	現存船	現存船インベントリ作成において、メーカーにはMD等の作成の必要は無いとの理解でよろしいか。	現存船インベントリについては、MD等の作成の必要はありません。さらに、セミナーテキストP173 Q9-1をご覧ください。
103	現存船	漁船の海外売船にあたって、現存船インベントリの作成はどうなるのでしょうか。	セミナーテキストP161 Q2-9をご覧ください。内航船について記述されていますが、漁船の取り扱いも同様です。
104	現存船	調査する専門家に資格などの要件はあるのでしょうか。	セミナーテキストP174 Q9-13等をご覧ください。
105	現存船	現存船インベントリの作成は日本船舶技術研究協会がするのでしょうか。	セミナーテキストP163 Q3-2, P174 Q9-12をご覧ください。
106	現存船	JG船の鑑定書の取得はどうするのでしょうか。	国土交通省では条約の国内法制化の準備をしており、そのなかで、鑑定書についても検討される予定です。また、日本海事協会(NK)が鑑定書を発給することも可能と聞いていますが、その鑑定書の将来的なJGの取扱につきましては、JGにご相談下さい。

107	現存船	運航中の内航船について、現存船インベントリを作成することは可能ですか。	条約や国内法の適用の観点からは、セミナーテキストP161 Q2-9,10等をご覧ください。適用の義務が直ちに無い場合でも、現存船インベントリの作成は可能です。
108	現存船	現存船に納入済の機器で、廃業や廃機種で図面がないものは、インベントリが作成できないのではないのでしょうか。	専門家が調査して作成します。
109	現存船	内航現存船インベントリの実船調査(ドック中)に要する日数はどのくらいですか。	2日から3日です。なお、インベントリの記載まで、その後、1ヵ月程度必要です。これを鑑定申請しますので、鑑定書が発給されるまでの審査日数も更に必要です。
110	現存船	現存船インベントリの作成を依頼する際の連絡先を教えてください。	NK: 平田03-5226-2017 hirata@classnk.or.jp、 日本船舶技術研究協会: 吉川、長澤 03-5575-6429 shiprecycle@jstra.jp 等にどうぞ
111	現存船	内航現存船を国内で解撤する場合、条約規定上は、現存船インベントリが不要との理解でよろしいか。	条約の規定ではそのとおりですが、今後制定される国内法に留意してください。
112	現存船	現存船インベントリの作成は今後年間1000隻以上とされるが、日本船舶技術研究協会ではこれに対応できるのでしょうか。	セミナーテキストP173 Q9-4をご覧ください。
113	現存船	20年も30年も前に建造された現存船のインベントリを作るのは不可能ではないのでしょうか。免除や特例は無いのですか。	免除や特例はありません。専門家が知識、経験をフルに活用して作成します。
114	現存船	現存船インベントリ作成への対応に必要な造船所の人数と能力はどの程度でしょうか。	現存船インベントリは専門家が作成します。造船所においては、作成についての直接的な作業負担はありません。
115	現存船	漁船の、現存船インベントリ、新造船インベントリの作成費用を教えてください。	漁船の現存船インベントリ作成費用については、現在のところは、ご相談があった場合に、搭載機器の種類や数量などを考え合わせ、個別に見積をさせていただきます。新造船については、セミナーテキストP166 Q4-1,2,3等をご覧ください。
116	現存船	メーカー図等は必要な場合、船主から要求があるのですか。	セミナーテキストP164, Q3-9,P173 Q9-1をご覧ください。
117	鑑定書	NKは他船級船にも鑑定書の発行は可能ですか。	NKでは他船級船への鑑定書の発給も可能のようですが、条約発効後の証書への切り替えと将来的な検査等を考慮すると、船級を合わせた方が船主の利便性が高まるものと思われます。
118	鑑定書	NKの鑑定費用を教えてください。	PrimeShip-INVENTORYを用いて作成された新造船のインベントリは、条約発効要件が達成されるまでの間は、割引料金として30万円(税抜き、検査旅費等の実費を除く)となっているようです。
119	一般	NKと日本船舶技術研究協会の対応はわかりましたが、他の船級等でも同様の対応をしていますか。	他の船級等にお問い合わせ下さい。

120	一般	シーラーコートで封印してある塗料のTBT濃度の計測は可能ですか。	外部からのTBT塗料の膜厚や濃度の計測は困難です。サンプル分析を実施する方法と、TBT塗料の塗装履歴を調査してその残量を算出する方法があります。
121	一般	専門家はどの機関に何人くらいいるのでしょうか。(セミナーテキストP12)	整理番号97をご参照下さい。
122	一般	インベントリは具体的にどのように利用されるのでしょうか。	セミナーテキスト P163,164 Q3-5,6をご覧下さい。